



Title	明治期における未成年犯罪者処遇制度（二・完）
Author(s)	田中, 亜紀子
Citation	阪大法学. 2003, 52(6), p. 125-150
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54821
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治期における未成年犯罪者処遇制度（二・完）

田 中 亜紀子

はじめに

一 明治初期における未成年者の発見あるいは法による把握の過程

（一）「未成年者」の定義

（二）人材としての未成年者

（三）社会問題としての未成年者

二 明治期における未成年犯罪者処遇制度

（一）細分化されてゆく未成年犯罪者

（二）未成年犯罪者処遇から不良少年処遇へ

（三）民間感化院の動向ならびに感化法制定に向けての動き

（四）内務省における感化法構想

三 不良少年に対する感化教育の法制化

（一）感化法起草者、窪田静太郎の欧米感化院理解（以上阪大法学五二巻五号）

（二）感化法草案に見る欧米先行法の影響（以下本号）

(三) 感化法の目的

(四) 明治三十三年感化法

(五) 明治三十三年感化法の意義

四

明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」・「不良少年」処遇

(一) 明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」・「不良少年」処遇

(二) 監獄局移管問題

(三) 内務省地方局における感化法運営

(四) 司法省監獄局における「未成年犯罪者」処遇

(五) 刑法改正作業における「未成年犯罪者」

五

明治四十一年感化法改正

(一) 改正の主目的

(二) 議会における改正感化法審議

(三) 明治四十一年改正感化法の意義

むすびにかえて——明治期における未成年犯罪者処遇制度の意義——

(二) 感化法草案に見る欧米先行法の影響

感化法が制定された明治三十三(一九〇〇)年前後に未成年犯罪者ならびに不良少年を対象とする法としては以下の諸法⁽¹⁾が存在していた。すなわち、「幼年犯罪者ノ教養及保護ニ関スル千八百五十年ノ法律」(一八五〇年 フランス)、「バアマーストーン」法ならびに「ダンロップ」法(一八五四年 イギリス)、「リフォーマトリー、スクー

ルス、アクト」および「インダストリアル、スクールス、アクト」（一八六八年 イギリス）、「感化院ノ収容ニ関スル千九百年七月ノ法律」（一九〇〇年 ドイツ）、「不良少年ノ教養ニ関スル千九百年六月二十八日ノ法律」（一九〇四年 フランス）、「少年法（チルドレン、アクト）」（一九〇八年 イギリス）である。この中で感化法制定の際に参考にされた法は、時期的なものを考慮すると、一八五〇年フランス「幼年犯罪者ノ教養及保護ニ関スル千八百五十年ノ法律」および一八六八年イギリスの「リフォーマトリー、スクールス、アクト」（以下「英一」）並びに「インダストリアル、スクールス、アクト」（以下「英二」）。「英一」「英二」に関する説明は、主として窪田『社会的制度一斑』における説明に依拠）であるが、窪田・小河の関心を考慮に入れるならば、後者のイギリスの法を参考にしたと考えられる。そこで、以下では主として一八六六年にイギリスで制定された法と明治三十三年感化法案（以下「日」とする）との比較を行う。勿論イギリスと日本では法システムが異なるため、両者を単純に比較することはできない。従って、本稿では日英の法システム全体における位置づけないし比較を行うことを目的とせず、いくつかの項目に関して、明治三十三年感化法案を作成する上で起草者が何を取り入れたのかを推察し、明治三十三年感化法の性格を検討することを目的をしている。

①感化院の監督機関（管理主体）⁽²⁾

イギリスにおいては法律に先立って民間に感化院、実業学校が存在し、政府は認可・監督と同時に認可を与えたものに対しては国庫補助を行っていた。日本においても法案作成前に民間の感化院が存在しており、代用感化院の利用はイギリスの事例を参考にしたと考えられる。しかしながら、民間感化院の創設自体が未だ萌芽的な段階において法案が作成されたためか、日本においては主として地方長官の監督による公立感化院の設立が目指された。また管理主体も「英一」「英二」とも政府や内務大臣といった中央組織による監督が定められていることに対し、日

本においては代用感化院に対しては内務大臣の許可を必要とするものの、地方長官の監督下にあり、中央組織による直接的な監督については規定されていない。

② 感化院の対象者⁽³⁾

対象者を一瞥して判明することは、「英一」||イギリスの感化院法の対象者は未成年犯罪者（初犯であれば十二歳以上十六歳以下、累犯ならば十二歳未満も該当する）であり、まさに監獄外に設置された幼年監獄であると言いうことができる。これに対して「英二」||実業学校法の場合は、本人自身の不良性だけではなく、「懲役又ハ禁錮ニ処セラレ居ル者ノ児」というように本人ではなく親の犯罪行為も考慮され、将来的に犯罪を犯す可能性が高いと考えられた未成年者を幅広く対象としている。この両者に対して日本の場合は、親の犯罪行為の有無は法文上で規定しなかったものの、「英一」「英二」で規定される対象者を共に含めていた。また「英二」においては対象者が具体的に規定されていることに対し、日本の場合には特に第五條第一号では具体的な対象者を規定する代わりに、「適当」な親権・「不良行為」といった包括的な用語が使用されており、個々の判断は地方長官に委ねられている。この意味において日本の場合には、地方長官が感化院に対して有する権限は強いといえることができる。また、第五條第二号に規定されている懲治場留置の言渡をされた者とは、「不論罪ニ係ル幼者及聾啞者」の中の幼年犯罪者、即ち八歳以上十六歳迄の犯罪者を対象とすることを予定していたのであり、「英一」のように初犯か累犯かといった細かい区別が行われていたわけではない。

③ 感化院の運営

イギリスの場合は政府が認可した民間感化院などに対して補助を与えるという形態をとったが、日本の場合には原則として各府県が負担する予定になっていた。日本の場合には、当時府県負担であった監獄費が国庫負担となること

を受けて、従来府県が監獄運営にあてていた予算を新たに感化院の運営にあてることが予定されていた。しかし、そもそも府県にとっては監獄費の負担自体が重荷であったため、議会における批判の対象となった。その他、入院者の父母及び後見人（扶養義務者）から入院費を徴収するという方法は日英で共に規定されている。しかしながら実際に扶養義務者が費用を負担し得たのかどうかは不明である。

④入院及び退院手続き

入院の判断を誰が行うのかという点において顕著な差異がある。「英一」では裁判官および例外的に国王が、「英二」では治安裁判官・警察官・ロンドン市長並びにロンドン市参事会員が該当者に対して入所あるいは入校を命じることができる。これに対して日本では行政庁が発見し、地方長官が入所を決定するとのみ規定されている。議会における政府答弁では、行政庁とは具体的に市町村吏・警察官などを想定していたことが説明されているが、条文上、「行政庁」という用語が意味する内容は不明確であるように思われる。また、イギリスでは、「英二」に見られるように、校長が退院を許可することができ、また退院後も校長の監視を受けることに對して、日本では入院者の退院に対する権限を有するのは地方長官であり、イギリスに見られるような校長の権限というものは規定されておらず、感化院長の自由裁量はかなり弱いものとして設定されている。

⑤入院者に対する処遇⁽⁵⁾

校則違反に対する対応は厳格であると共に、実業学校の校則に違反した者は感化院へ移すことができるなど、イギリスにおいては主として不良未成年者を取り扱う実業学校と、未成年犯罪者を取り扱う感化院との区別が明確であると共に両者の関係が密接である。日本の場合は、違反者などに対して必要な検束を行うことができると規定されているものの、感化法制定後に出された規則並びに通牒において「在院者ニ対スル懲戒及検束ノ方法ニ付テハ内

務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ムヘシ」〔懲戒方法及検束方法ヲ定ムルニ克ク注意ヲ与ヘ体罰ヲ施ス場合ノ如キハ最モ重大ナル悪行アルニ非サレハ之ヲ科セサルヲ可トス〕と述べられているように、感化院長は感化院生に対する懲戒・検束の方法について内務大臣の認可を得る必要があると共に、体罰は可能な限り使用しないことが推奨されている。また脱走者に対する対処方法なども規定されていない。

⑥その他⁽⁸⁾

イギリスの場合、感化院および実業学校以外に、未成年者の状況に応じた数種類の学校が存在していた。この中でイギリスの感化院で行われた監獄船の制度は、明治三十年代後半に日本でも兵庫県の幼年監獄で一時的に採用されたが、日本の感化院にはイギリスのような多様性はほとんど存在しなかった。また、日本の場合は感化院に関する手続きに不服がある者は訴訟を提起することができると規定されているが、イギリスにおいてはどのように不服の申立を行っていたのか明かではない。

以上の六点についてイギリスの感化院法ならびに実業学校法と日本の感化法を比較した場合、累犯者の防止および一般社会を犯罪から守る為に、犯罪の程度の軽い者及び将来の犯罪候補者である未成年犯罪者及び不良未成年者を学校類似施設に収容し、一般社会から隔離すると共に、施設内での処遇を通じて収容者自身をも犯罪から遠ざける、という目的の点では共通点を有するものの、先行例であるイギリスと日本では少なからぬ差違が存在していた。例えば、日本の場合、感化法の対象者は「英一」「英二」を混在させたかの様に多様かつ広範囲であると同時に、実施に際しては「適切」な親権とは何か、「適当ノ親権ヲ行フ者若ハ適当ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者」とは具体的にどのような者かという定義を新たに行う必要があるほどに曖昧な要素を含んでいた。また日本の場合は、感化院長よりも地方長官に強い権限が与えられているため、感化院内の処遇が不徹

底なものとなる危険性を有していた。さらに、イギリスの場合は感化院と実業学校の連携が規定されており、実業学校の規則に違反したり、脱走する者に対しては感化院へ送致することもできる規定があるが、日本の感化法の場合は、規則違反者や脱走者に対する罰則規定も無く、感化院での処遇に適さない者をどのように処遇するのか、例えば幼年監獄へ送致することができるのか、ということについては規定されていなかった。このような問題を含みながら感化法案は議会で提出された。以下では議会において明らかにされた感化法の目的ならびに感化法に関して行われた議会で議論を検討する。

（三）感化法の目的

感化法案の主目的は以下の三点であった。⁽⁹⁾すなわち、第一に、都会及び田舎で増加している不良少年を収容して感化教育を施す必要性があるということ、つまり犯罪予防という目的である。第二の目的は、明治十三年刑法下での懲治処分ではかえって収容者を悪化させてしまったという懲治場における処遇に対する反省から、懲治場処分者に対する処遇改善策であり、第三の目的が、民法の請願懲治規定により対象者を収容すべき懲戒場が存在していないため、それに代わるものとして収容所を設置することであった。

（四）明治三十三年感化法

議会において、感化法の存在そのものを疑問視する発言は行われなかった。しかし、そのあり方をめぐっていくつかの質疑が行われた。質疑および質疑に対する政府委員の回答から、感化法の性格に関わる以下の四点、①感化院の規模および予定収容者、②感化法に基づいて設置される公的感化院と民間感化院との関係、③感化法の対象者、

そして④感化法対象者及び感化院入院者に対する親権に関する規定の意義と問題点が明らかになった。⁽¹⁰⁾

(五) 明治三十三年感化法の意義

明治三十三年（一九〇〇年）、法律第三七号によって感化法が制定された。感化法は「地方長官ニ於テ満八歳以上一六歳未満ノ者ニ対スル適當ノ親権ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者」、「懲治場留置ノ言渡シヲ受ケタル幼者」、「裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者」のいずれかに該当する者を対象とし、彼等に「適當」な教育を施すことによって、対象者を犯罪から遠ざけることを目的として制定されたものである。従って、感化法は社会における犯罪の増加を防ぐために、「未成年犯罪者」、および犯罪に限りなく接近しつつある未成年者（以下「不良少年」）を対象とし、彼等を専用の施設（＝感化院）に収容することによって、一般社会を犯罪から守るとともに、施設に収容した者、つまり累犯者及び成人犯罪者と比べて一般に犯罪の程度が軽いとされていた「未成年犯罪者」及び「不良少年」に対して、義務教育程度の普通教育および自立を達成するために必要な技術を身につけさせることと目的とする実業教育、そして道徳教育からなる感化処遇を行うことによって、対象者自身を犯罪から遠ざけることを意図した法律であった。つまり明治三十三年感化法は犯罪予防対策と慈善事業的な性格を兼ね備えていたと言えることができる。

監獄改良に端を発する感化法は、監獄改良運動の中心的人物であった小河に、社会改良運動に関心を寄せていた窪田を加えることにより、未成年犯罪者だけではなく、将来の犯罪予備軍とみなされた不良未成年者を含めた、より広い未成年者を対象とし、彼等を社会から隔離することによって社会を犯罪から守ると同時に、収容者に教育を施すことによって、彼等自身を犯罪から遠ざけることを目的として起草された。しかし感化法は、「不良」行為と

は何か、「適当」な親権とは何か、また入所手続きが必ずしも明確ではないという問題、さらには感化法の施行に必要な地方予算の問題を十分に把握していないという問題を有していた。またそもそも明治三十三年感化法の犯罪予防対策と慈善事業的な性格を当時の人々が理解できたのか、またその性格を理解した上で感化法の施行は行われたのかという問題も存在する。そこで本章では明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」ならびに「不良少年」がどのように処遇されたのかを検討する。

四 明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」・「不良少年」処遇

（一）明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」・「不良少年」処遇

感化法が制定された明治三十三年七月、監獄局は内務省から司法省へ移管された（司法省官制、勅令第百六十七号）。しかし感化法に関する事項は司法省へは移管されず、内務省地方局の監督を受けることになった。

監獄局の所轄移管問題が感化法に与えた影響を取り扱った先行研究としては、斉藤薫氏の「感化法成立の経緯」^①がある。斉藤氏は、監獄改良策から生じた感化法案は、監獄局の所轄移管によって本来とは異なった社会事業的性格を強調するようになったと分析している。しかし、明治三十二年末に生じた所轄問題が感化法に社会事業的性格を及ぼしたと強調するだけでは、監獄局が司法省へ移管される際に、監獄改良運動において重要な位置を占めていた感化法を何故監獄行政から切り離す必要があったのか、何故感化法の所轄が定まらないという事態が生じたのか、その理由を十分に説明するものではない。また、所轄移管問題が感化法の性格に及ぼした影響を強調しすぎること、は、明治三十三年感化法以前に既に民間に生じていた私立感化院の意義を見落としてしまう可能性がある。

以上の問題に答えるため、本章ではまず監獄局移管理由を検討する。その後内務省地方局の下で運営された感化

法、及び感化法を生み出した監獄改良運動のその後の展開を明らかにするとともに、司法省監獄局の下で行われた「未成年犯罪者」処遇状況を検討し、明治三十三年感化法制定後の未成年犯罪者・不良少年処遇が如何なるものであったのかを考察する。

(一) 監獄局移管問題

監獄局移管問題が生じた段階においては、感化法は刑事裁判の執行とは関係が無いと見なされていたため、司法省ではなく内務省で管轄されるべきものであると考えられていた。⁽¹²⁾しかし理由書に見られるように、行政警察との関連を強調するならば、感化法は内務省地方局ではなく、そもそも監獄局が設置される以前に監獄事務を監督していた警保局の下に置かれるという選択肢もあり得たのである。⁽¹³⁾したがって内務省警保局ではなく、内務省地方局が感化法の監督を行うようになった理由を考察するためには、さらにその管轄事項を検討する必要がある。そこでまず感化法制以前の地方局管轄事項を確認する。⁽¹⁴⁾この地方局管轄事項に関しては、感化法が制定され、内務省の管轄から「監獄」が削除された明治三十四年四月段階に至っても変化はない。このことから、感化法が警保局ではなく、地方局の管轄に置かれた理由は、地方局が府県・郡の経済及び行政に関する事項を扱っていたこととともに、賑恤及び慈善施設に関する事項を取り扱っていたことが考えられる。何故ならば、感化法制定以前の段階で既に民間では、私人による感化院（私立感化院）が存在しており、その感化院の中には既に明治二十年代から慈善施設とみなされ、皇族等から資金援助を受ける施設もあった。つまり私立感化院は、明治三十三年感化法以前の段階で、地方局管轄事項の六に該当するとみなされており、ここに明治三十三年に制定された感化法が吸収される余地があったと考えることができるからである。勿論私立感化院と明治三十三年感化法に基づいて設立されることが予定された

公立感化院では、対象者・処遇内容等に違いが見られる。しかし、監獄局の司法省移管の時期における感化法は、単に未成年犯罪者を処遇する監獄の附属法でもなく、また単に社会の治安維持を目的とした不良少年取締法でもなく、むしろどちらかといえば既に存在していた慈善施設に関する法として解釈されていたことを意味するものであると考える。そこで次にこの時期内務省地方局の管轄の下で行われた感化法の施行状況を検討する。

（三）内務省地方局における感化法運営

既に述べたように、内務省地方局の監督の下、感化法の改正迄に感化法が施行された府県は二府三県に過ぎなかった。この感化法に基づく感化院（以下、公立感化院）の当時の状況を伝える資料はほとんど現存していないが、筆者が入手した資料に基づき、以下では先ず感化法が施行された二府三県の中で埼玉・東京府・大阪府の事例の分析を通じて、感化法の目的ないしは感化法自体を各府県はどのように理解していたのか、また感化法の運営にあてることが期待されていた従来の府県監獄費を何に支出しようとしたのかを明らかにする。¹⁵その後、内務省の地方に対する感化法施行に向けての働きかけの事例および当時の私立感化院への働きかけの事例を検討し、¹⁶単に公立感化院の設置状況から感化法の施行が不振であったと断定するのではなく、公立私立の両感化院の状況を視野に入れることにより、内務省地方局の管轄の下で行われた感化法の施行状況を検討する。

埼玉・東京・大阪の二府一県の事例から判明することは次の四点である。第一点として、東京以外は民間感化院が存在していない府県において実施されたということ。第二点として、従来の監獄費負担分を感化法実施費用に充てようとする意識はないこと。第三点として、明治三十四年・三十五年段階で内務省から感化法施行を促す行為が為されていたこと。第四点として、各府県において感化法に基づく感化院がいれば未成年犯罪者の再犯を防止する

ための幼年監獄として理解される場合（東京・大阪）と、未成年犯罪者というよりは孤児を中心対象とした慈恵施設のようなものとして理解される場合（埼玉）が見られるように、感化法の目的は犯罪予防を中心とするという点においては一定の共通理解を示しながらも、犯罪予防と慈善事業のいずれを重視するかという点においては齟齬が生じていたことである。この感化法の理解に齟齬が生じていた理由としては、感化法それ自体に犯罪予防対策と慈善事業的側面が混在していたことにあると考えられる。

それでは内務省地方局自体は感化法および感化院をどのように捉えていたのか。明治三十年代の内務省地方局の感化院認識を考察する上では大阪市庶務課『感化院一件』⁽¹⁷⁾が重要である。この資料は内務省地方局が当時大阪府下に存在していた感化院の状況を把握しようとして、その報告を大阪府に求めたものである。明治三十六年段階では感化法の施行を可決したのは神奈川県のみであるため、ここでいう「感化院」は公立感化院ではなく、私立感化院を指すと考えられる。つまり明治三十三年感化法の施行に向けての調査のためであるにせよ、内務省地方局は、明治三十三年感化法に基づく感化院と、それ以前に存在している私立感化院とを殊更に異なった存在としてみなしていないことを示す資料だと考える。従って内務省は感化法の施行を各府県に促すとともに、単に公立感化院だけではなく、私立感化院をも視野に入れて管轄しようとしていたことが判明する。

従って、この時期の感化法の施行は、感化法に基づく公立感化院の設置数だけから判断した場合には不振であったと見ることができるが、内務省地方局における実際の感化事業を検討するならば、この時期の内務省地方局の監督を受けていた私立感化院の展開を無視することは出来ない。他方、感化法に基づく公立感化院及び私立感化院の対象者及びその処遇内容を検討した場合には、対象者が、犯罪防止の目的が要請する、懲治処分者並びに犯罪に密接した不良少年だけではなく、貧児・孤児もかなり含まれていることが判明する。したがってこの段階の感化法の

運用は、犯罪者を処遇するという意味における刑事政策の性格よりも、いわゆる社会的弱者としての未成年者に、適切な環境を与えるという意味における児童保護の性格を有していたと見ることができる。しかし後の時代と比べた場合、この時期の感化事業は、明治三十三年感化法の実施を含めて、内務省地方局によって奨励はされていたものの、その監督が徹底していたわけではない。例えば後の明治四十一年以降開催されるようになった感化救済事業講習会、明治四十三年以降の全国感化院長協議会などによる感化事業の統一への動きは、明治三十年代には見ることができない。

以上、本節では明治三十三年感化法制定後の内務省地方局における感化法運営を検討した。しかしながら感化法対象者には「不良少年」だけではなく、懲治場留置処分言い渡しを受けた「未成年犯罪者」も含まれていた。従って、次節では、司法省監獄局における「未成年犯罪者」処遇を検討する。

（四）司法省監獄局における「未成年犯罪者」処遇

前節で検討したように、明治三十三年感化法制定後、公立・私立感化院で処遇を受けていた者の多数は、公立・私立を問わず感化法第五条第一号に該当する者、即ち不良少年であり、また不良少年と言った場合においても、孤児や貧児というように、単に犯罪に密接しているものではなく、いわゆる児童保護の対象者が多数を占めていた。そこで本節では、感化法の母胎であった監獄改良運動が目的としており、第五条第二号に規定されている未成年犯罪者（但し感化法が対象としているのは懲治処分者であり、未成年犯罪者一般を対象としているわけではない）の処遇はこの時期どのように行われていたのか、また明治二十年代を通じて活発化していた監獄改良運動が監獄局の司法省移管後どのように変化したのかを検討する。¹⁸⁾

司法省への移管が決定した当初、監獄官僚は司法省移管に対して反対と強い懸念を示していた。しかし監獄官僚は、その監獄官僚の中心人物である監獄事務官の小河滋次郎をはじめ、従来の地位のまま司法省へ移動したこともあり、移管によって直ちにそれまで内務省監獄局で行われていた監獄改良運動に変化が生じたわけではなかった。むしろ明治三十年代を概観したならば、明治二十年代を通じて活性化していた未成年犯罪者処遇改善を中心とする監獄改良運動は、司法省監獄局となった明治三十三年以降にさらに発展していたことが判明する。

しかし明治四十年に刑法が制定された後は徐々に従来の監獄改良運動の軌道修正を求める発言が目立つようになる。例えば明治四十年五月一日、全国典獄会議において司法大臣松田正久は特別監の処遇の行き過ぎを戒め、行刑の規律主義を主張した。さらに翌明治四十一年には監獄局長の小山温が、従来の監獄改良運動の中で主張されてきた、厳格な刑罰ではなく適切な処遇、教育を与えるという処遇の趨勢を否定した。また人事面で注目すべきこととしては、近代監獄制度確立の貢献者であり、この時点まで未成年犯罪者処遇に関するオピニオン・リーダーの一人であった小河滋次郎が監獄行政から排除された⁽¹⁹⁾。

このように、未成年犯罪者などの処遇改善を中心とした監獄政策は、明治四十年刑法の制定を契機として、小河を始めとする、それまでの監獄改良を担ってきた監獄官僚の手を離れ、小山温や平沼麒一郎といった司法官僚の直接指導の下での監獄政策へと移行していったのである。そして明治四十一年感化法改正は、まさに監獄政策及び未成年犯罪者政策の転換期に行われたのである。

(五) 刑法改正作業における「未成年犯罪者」

前節において明治三十三年感化法制定後の「不良少年」および「未成年犯罪者」処遇状況を検討した。その結果、

司法省監獄局上層部における「未成年犯罪者」処遇に対する態度の変化は、明治四十年刑法の制定を契機としてい
ることが判明した。また、感化法にはその対象者として懲治処分者が規定されていたことから、感化法を考察する
際には、単に犯罪者処遇の分野だけではなく、刑法の分野において、刑罰対象者および感化法対象者となり得る未
成年者についてどのようなことが考えられていたのか考察する必要がある。そこで本節では、明治十三年刑法の改
正作業から明治四十年刑法制定過程においてなされた「未成年犯罪者」に関係する言説の検討を行った。⁽²⁰⁾

明治四十年刑法の出発点である明治十三年刑法における「未成年犯罪者」規定の特徴は、①犯罪時の年齢（八歳、
十二歳、十六歳、二十歳）処遇の区別がなされていること、②犯罪時十二歳以上十六歳未満の者にたいして是非弁
別能力を問うこと、③懲治場留置規定が存在すること、そしてそこには未成年犯罪者のみならず聾啞者で犯罪を行
ったものも収容されること、④未成年犯罪者に対する減刑の根拠として「罪ノ宥恕」が挙げられていること、の四
点である。

刑法改正作業を通じて「未成年犯罪者」に関する上記規定は改められた。それは生理学の発達、万国刑法会議な
らびに万国監獄会議を始めとする欧米の刑事法の紹介などによって、「未成年犯罪者」の処遇に関しては単に犯罪
時の是非弁別能力が処罰決定時に考慮されるという段階から、「未成年犯罪者」の処遇内容への吟味、そして判決
という処罰決定のみならず、処遇の内容に対しても裁判官の関与が構想されるに至ったことを意味する。このため、
明治四十年刑法制定段階では、未成年犯罪者処遇を含む監獄行政は、単に司獄官に委ねられるべきではなく、司法
行政全体として位置づけられ、統一されるべきだとみなされるようになり、ここにおいて監獄行政における司法官
僚の発言が重きをなし始めるとともに、刑法周辺法としての監獄法及び感化法改正が要求されるようになったの
である。そこで次章では、このような明治三十三年感化法制定後の「未成年犯罪者」及び「不良少年」の処遇状況、

並びに刑法改正作業の影響を踏まえた上で、明治四十一年感化法改正を取り扱い、その意義を検討する。

五 明治四十一年感化法改正

(一) 改正の主目的

感化法改正の直接の理由は、前章第四節で取り上げた明治四十年新刑法である。未成年者犯罪者処遇に係る新刑法の項目において、明治十三年刑法との大きな相違点とは、即ち①刑事責任能力が十四歳に確定したこと、②懲治処分者規定が削除されたことの二点である。この十四歳未満の犯罪者の不処罰及び懲治場規定の削除によって、十四歳未満の犯罪者及び従来の懲治場対象者の受け入れ先が必要になり、明治三十三年に制定された感化法の改正が要請されるに至った。それを受けて内務省は感化法改正法律案を立案した。内務省の手による改正感化法案の主たる特徴は、①感化法対象者の拡大ならびに施行を確実なものとするための方策が整えられたこと、②国立感化院構想にみられるように、国家が未成年犯罪者及び不良少年の直接管理に乗り出そうとしたことの二点である。²²⁾

内務省が新刑法制定に伴って作成した改正感化法案は、感化院の対象者を拡大するとともに、感化院に対して国庫補助の道を開くなどの方法によって各道府県に感化院を設置するよう働きかけ、さらに犯罪の程度の著しいものなどを対象として、新たに国立感化院を設立することを意図するものであった。

感化法を改正することは、既に制定された新刑法に伴うものと認識されていたため、帝国議会において感化法を改正することそのものを疑問視する声は挙がらなかった。しかし、そもそも感化法が改正の時点で二府三県だけに施行されていたことに由来する感化法の実効性についての批判、そして感化法が有する問題点に関する質疑が行われた。そこで次節において、議会における改正感化法審議について検討する。

（一）議会における改正感化法審議

内務省が明治四十年二月二十日に衆議院に提出した感化法改正法律案は、約一ヶ月の審議を経て、四月七日に法律第四十三号として制定された。この改正感化法案に対しては刑法改正審議にも参加し、また衆議院における感化法改正に関する委員会で委員長を務めた花井卓藏などによる質疑が行われた。花井は、新刑法の要求に一時的に應える単なる感化法の部分改正ではなく、明治四十年刑法において新たに規定された未成年犯罪者規定に合致し、同時に新刑法において削除された未成年犯罪者（懲治処分者）の処遇規定を補う新たな感化法制定を要求し、主として対象者收容手続きに関して政府委員に質疑を行い、また感化法改正案を批判した。

明治三十三年感化法と感化法改正法律案の内容を比較し、改正法律案が抱えていた問題を考えた場合、感化法改正法律案を作成した内務省側には、明治四十年刑法の制定を契機とする感化法の改正によってその完全な施行を目前とし、問題を抱える未成年者に対して積極的に関与しようとした意図は推察できるものの、そもそも感化法の出発点であった未成年犯罪者の処遇、および明治四十年刑法制定による影響をどの程度重要視していたのか疑わしいものがある。以上の問題点をさらに明らかにするために、以下では、感化法改正法律案審議における花井と内務省政府委員との間になされた質疑応答の中で、当時の未成年犯罪者を中心とする未成年処遇を考える上で重要だと考えられる、①親権喪失・②入所手続きにおける裁判主義と行政主義・③改正感化法案に対する司法省の意見・④花井の改正感化法案に対する批判並びに「新感化法」像を取り上げ、検討を加えた。⁽²³⁾

改正に至るまで、感化法の対象者とされた未成年者には、司法省監獄局の下で継続して処遇が行われていた懲治処分者が殆ど含まれず、その結果、主として犯罪少年ではない不良少年を対象としていた。さらにその不良少年は、単に犯罪を犯す危険性の高いものと言うよりは、既に親権者が存在していない者あるいは親権者の監督から逃れた

ものであり、単なる犯罪危険性の高い者とのみみなすことができない孤児・貧児も対象にしていた。そのため、内務省は親権侵害の問題について考える必要性を持たないまま感化法改正を行うことができた。

また感化法的主管局である内務省地方局は慈善事業の監督も行っていたため、感化法に対しては、犯罪予防、社会予防という目的を有しながらも、児童保護の目的も兼ね備えており、感化法を適用することは、対象者への「恩恵」のようなものであると考えていた。さらに裁判手続きは犯罪者という刻印を対象者に与えてしまう可能性があるため対象者にとっては有害であり、感化院入所手続きに関しては主として地方長官の判断で十分だと考えていた。しかし、新刑法制定に伴って感化法が改正される際には、感化法は多量の懲治処分者＝犯罪少年の受皿となることが要求されるようになり、そのことに注目する花井は、入所手続きに関してより厳密な手続きを要求した。つまり花井の質疑は、刑法改正に伴って刑法から処罰規定が削除された懲治処分は＝犯罪少年に対する適切な手続き（司法手続き）を要求するという点において、刑法の条文からは削除された未成年犯罪者の処遇を、感化法を経由することによって刑事司法の中に組み込んで行こうとする視点に立った質疑であり、明治四十年刑法を枠組みの一つとする近代国家確立期に合致した法律としての感化法を要求するものであった。

（三）明治四十一年改正感化法の意義

しかしながら、花井による問題提起にもかかわらず、感化法改正案は何等修正を加えられることもなく可決された。この感化法改正後、数年の内に感化院がほぼ全国に創設され、感化院を新設することができない府県では早々に民間感化院の代用認定が行われた。このように刑法の施行に伴った改正であるにせよ、短期間に代用感化院も含めて全ての府県で感化法の施行を徹底することができたということは、明治三十三年段階よりも国家の感化法への

取り組みが積極的であったことを表すものであった。このことは、単に未成年犯罪者のみならず、未成年者全体に対する国家の、より積極的な関与を物語るものであったと言える。

内務省は改正感化法の施行に積極的に取り組むだけではなく、改正感化法施行の翌四十二年には、感化救済事業講習会²⁴を開催し、感化救済に関する感化事業・救済事業の全国展開とレベル統一に力を入れ始め、その後感化院経営はこの感化救済事業の中で、地方改良運動の一翼を担うべく位置づけられていく。

この内務省の動きに対し、懲治処分者²⁵犯罪少年に対する裁判手続きを必要視する司法省は、その手続きを定める少年法の作成に取り組む。ここにおいて司法省は、感化法対象者の中の、主として犯罪少年を手続的に刑事司法に組み込んで行くことによって、明治三十三年感化法及び明治四十一年改正感化法に於いても未だ十分に分化されていなかった未成年犯罪者、及び孤児や貧児を含む「不良少年」を刑事政策の対象と児童福祉政策の対象とに分離し、専ら刑事政策の対象として未成年犯罪者を取り扱い、立法化を進めて行く。未成年犯罪者に関する特別法の制定を図る司法省は、明治四十四年九月省内に法律取調委員会を設置する。その後は小河滋次郎の少年裁判法批判や感化院長協議会が少年裁判法に対して背を向けたままでもかかわらず、司法省内に於いて少年法案審議が継続して行われ、大正九年、第四十二議会に法案が提出され、大正十一年に少年法が制定される。

むすびにかえて——明治期における未成年犯罪者処遇制度の意義——

明治維新以降、国家は『万国公法』に適合した近代的な諸法、諸制度を形成していく。その中で未成年者に対しては、将来の国家の担い手、「国民」として教育制度を中心とした関与が行われていく。しかしながら日本において義務教育への就学率が一〇〇％に近づくのは明治三十三年に義務教育の国庫負担が行われた後の明治三十年代後

半の⁽²⁵⁾ことであり、それ以前においては、教育制度によって多数の未成年者を把握することはできず、社会には孤児

・奉公人・未成年労働者や未成年犯罪者といった教育制度の枠外に存在する未成年者も多数存在していた。教育制度の対象としてではない未成年者に対しても、国家は社会政策の対象として関与を行い始めるが、特に対応を迫られたものが未成年犯罪者の処遇であった。明治十三年刑法および明治二十二年改正監獄則の制定を通じて、刑事法分野においても近代化が図られていくのだが、その後の明治二十年代の監獄改良運動の中で、犯罪者を減少させるための手段として、犯罪の程度が軽いとされた未成年犯罪者を一般の犯罪者と分けて処遇する必要が考えられた。そして未成年犯罪者の中でもさらに犯罪の程度が軽い懲治場留置対象者や、未成年犯罪者ではないものの、将来犯罪を犯す危険性が高いとみなされた「適当な親権を行う者がいない、徘徊・浮浪を行う不良少年」を特別に処遇する必要性が唱えられるようになり、明治三十三年感化法が制定された。このことは、犯罪者を減少させる目的であったにせよ、未成年者そのものに対して国家が関心を抱き始めたことを指し示す事柄である。つまり、明治初期より国家は学制に始まる教育制度の整備、及び民法制定による家族制度の確立を目指してきたが、明治三十三年感化法は、その両者から逸脱した未成年者に対しても国家が配慮せざるを得なくなった状況が生じてきたことを示すものであり、国家が彼らに対しても一定の処遇を行う意思を表明したことを示すものであった。

しかしながら議会において、「施行は府県会議の決議を経」という規定が付加された感化法は、四十一年に改正されるまでに感化法に基づいて設置された公立感化院の少なさから、「生み捨て同然の死産法」と批判されるような不振状態にあった。この理由としては、従来指摘されてきたように①府県の財政不足。②監獄局移管問題。そして③司法省監獄局において懲治場が運用され続けたため、感化法制定当時考えられていた感化法第五条の懲治処分者を感化院に収容する必然性がなくなったため、という事由を挙げることができるが、それに加えて、この時期に

においては、欧米の未成年犯罪者に関する思想及び法制度を取り入れた法律が、条約改正などの理由から、法文そのものは未成年犯罪者処遇に関する一定の理想をしたものであったにせよ、実際には実効性を持たないまま、つまり実施を確実にするための詳細な検討が行われないまま、制定されたという事由も考えられる。

この明治三十三年感化法に基づく公立感化院は、内務省地方局の監督を受けることにより、私立感化院と共に、未成年犯罪者そのものというよりも、むしろいまだ犯罪を犯してはいないものの、犯罪を犯す危険性の極めて高い不良少年、そして孤児・貧児というような適当な親権を行う者を欠いた未成年者を主たる対象とし、彼等に義務教育程度の教育と、自立に必要な職業訓練及び適切な生活習慣を養成することを処遇内容としていた。他方、未成年犯罪者は監獄内において、司法省へ移管された監獄局の下、明治二十年代の監獄改良運動を担ってきた監獄官僚によって処遇されていた。ここでは懲治特別監獄・幼年者特別監獄というように未成年犯罪者だけを特別に処遇する試みが継続して行われていた。

その一方で、明治四十年に制定された刑法は、刑事責任無能力者を十四歳未満と確定したこと及び懲治場規定を廃止したということによって感化法改正の直接的契機となったばかりではなく、新たに制定された刑法を核とした刑事制度に監獄制度を取り込もうとし、未成年犯罪者に関する監獄内処遇にも影響を及ぼした。つまりここにおいて明治四十年刑法に合致した新たな未成年犯罪者処遇が要求されるようになった。新たな未成年犯罪者処遇というのは、未成年犯罪者と非犯罪者とを再び区別し、未成年犯罪者に対する裁判手続きを重視し、その上で再犯防止に向けての処遇を行うことである。すなわち未成年犯罪者に関しては、単に内務省地方局下の感化院、すなわち行政官の判断、ならびに、司法省監獄局において、監獄官僚による監獄内で改善教育に任せるのではなく、裁判段階で、個々の事例に応じて未成年犯罪者の量刑を吟味し、そこで出された判決に基づいて、未成年者を監獄内で適切に処

遇する必要が考えられるようになったということである。従って明治四十一年感化法改正以降、司法省は、内務省による感化法対象者の処遇とは異なった独自の未成年犯罪者処遇を構想し、この構想は後の大正少年法で結実する。従って、明治四十一年感化法改正は、感化法の施行に実効性を持たせるものであったという点において、明治三十三年感化法段階よりも未成年者処遇に対する国家の積極性を表すものであるということができる。さらに改正により、従来は非犯罪者と包括的に扱われることによって、児童保護・刑事制度の混在した状態で、両者の対象となっていた未成年犯罪者処遇が、犯罪者という側面を強調されることによって、再び児童保護の枠組みから刑事制度の枠組みへ移行されはじめる契機を示すものである。また、新刑法制定に伴う明治四十一年感化法の改正において内務省政府委員と花井卓藏の間にかわされた質疑の中に顕在化した差異は、そのまま内務省と司法省の立場の差異に重なるものであり、その後の少年法制定過程における司法省・内務省の対立を先取りするものであった。

新刑法の制定に伴って、監獄法の制定や感化法の改正が行われつつあった明治四十年、小河滋次郎は、「感化院とか懲治場とか云ふ名が既に面白くない。其實質の上から言へば純然たる児童教育施設であつて刑罰的意味の微塵も加味せらるべき筈もなければまた努めて加味せしめぬようにせねばならぬ。(中略)況や吾国の如き懲治場を以て監獄の一種となり純然たる司監官吏を以て之を主管せしむるの法規を行ひつつある今日に於て感化教育の理想を云為するが如きは殆ど何の役にも立たぬことであろう」⁽²⁶⁾「教養即ち広き意味の教育には三つの種類がある、保護教育、救済教育及び開発教育即ち是れなり、学齢以前の幼児に対するものを保護教育、遺棄不良又は墮落の児童に対するものを救済教育、普通の学齢児に対するものを開発教育と称す、我国教育の発達進歩が著しいとは云ふものの保護教育と救済教育とはまだまだ極めて幼稚の域にあるを免れぬやうに思ふ」⁽²⁷⁾と『丁未課筆』に記していた。感化法起草者の小河は犯罪者の中でも成年犯罪者と未成年犯罪者とは処遇を分ける必要があり、特に未成年犯罪者は

監獄の外で処遇することを主張し続けていた。また彼は、未成年犯罪者と不良未成年者は分けて処遇されるのではなく、両者は互いに救済教育という教育の一類型の対象として処遇されるべきだと考えていた。しかし、小河の主張は既に受け入れられることなく、この後大正期に入ると、感化法が対象としていた未成年者は共通要素を含みながらも、未成年犯罪者は司法省の、不良未成年者は内務省の管轄へと分化されていく。対象が分化されることによって、国家が未成年犯罪者及び不良未成年者を中心とする未成年処遇の分野において、対象者に対して最適の処遇が行われるならば分化を行うことの意義がある。しかし未成年犯罪者に関する分化は、一方においては未成年犯罪者の、犯罪者としての性格が強調されることとなり、また他方においては、従来取り締まりの対象ではなかった不良未成年者の処遇の必要性が再度重要視されるときに、何が不良行為であり何が不良行為ではないかを明らかにするための、より具体的な不良未成年者の内容規定が行われることになった。果たしてそれが近代以降の未成年犯罪者の処遇、ひいては未成年者の処遇にとって良かったのかどうか。それを明らかにするためには、明治期における感化法の制定、大正期における旧少年法の制定、そして現行少年法という未成年犯罪者処遇法の発展過程をさらに検討するとともに、未成年者に関する諸法・諸制度の検討を通じて、国家による未成年者全体に対する処遇についてさらに考察を深めなければならない。

（１） 田中太郎『欧米感化救済事業』（厳松堂書店、大正二年）。

（２） 「日」…地方長官。民間の感化院を代用感化院とする場合は内務大臣の許可が必要。（第二條・第四條）

「英一」…政府。適当と認める感化院に認可を与え国庫補助を行う（後に地方費から認可感化院へ補助を行うことができる）。認可感化院に対しては、監獄巡視官が毎年巡視報告を行う。

「英二」…内務大臣。実業学校は内務大臣の認可を経て規則を設け、その監督を受ける（感化院同様に認可制）。

もっとも、日本における「地方長官」と中央組織との関係を考察した上で、イギリスとにおける地方と中央組織の関係

と考察した上で両国における感化院監督機関の比較を行う必要があり、そのことは筆者の今後の課題の一つとなっている。

- (3) 「日」…適切な親権に服さず、不良行為があると地方長官に判断された八歳以上十六歳未満の者（第五條第一号）・未成年犯罪者の内、懲治場留置の言い渡しを受けた者（第五條第二号）・父母による懲戒の対象者（裁判所の許可が必要）（第五條第三号）。

「英一」…懲役又は禁錮処分の十二歳以上十六歳以下（再犯以上は十二歳未満も対象者となり得る）・国王の条件付き特赦に依る十六歳以下の幼年囚。

「英二」…十四歳以下の者で以下の条件の一つに該当し、該当官庁に入校を命じられた者。「乞食ヲ為シ（物品ヲ売ルヲ以テ口実ト為スモノ包含ス）又ハ乞食ノ目的ヲ以テ街路公園等ヲ彷徨スルモノ」・「一定ノ家元又ハ後見人ナク諸所ヲ徘徊シ生計ノ途ナシト認ムベキモノ」・「赤貧ノ孤児又ハ両親ノ中存生スルモ懲役又ハ禁錮ニ処セラレ居ル者ノ児」・「衆目ノ盗トシテ認ムル者ノ仲間ニ出入スルモノ」・「衆目ノ売淫者トシテ認ムル者ト共ニ住居シ又ハ同上ノ者ノ住所又ハ其者カ売淫ノ目的ヲ以テ出入スル家ニ宿泊スルモノ」・「売淫者ノ仲間ニ出入スルモノ」。

(4) 明治十三年刑法

第七十九條 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十條 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

- (5) 「日」…原則として感化院長が在院者に対する親権を行う（第八條）感化院長は在院者に対して必要な検束を行うことができる（第九條）

「英一」…院則に違反した入院者は起訴の上禁錮処分。逃亡者に対しては令状無しに拘引することが可能

「英二」…校則に故意に違背した場合、十歳以上は十四日以上三ヶ月以下の禁錮に処し、認可感化院に移される。逃亡者に対しては令状無しに逮捕し、十歳以下は復校、十歳以上は校則違反者と同様の処分を受ける。

- (6) 明治三十四年八月六日 内務省令第二十三号 感化法施行規則 第七條。

- (7) 明治三十四年八月、内務省地方局山県伊三郎から、感化法施行規則の公布に関して出された通牒。
- (8) 「日」…感化院に関する手続きに不服がある場合は訴願提起が可能（第十三條）。
- 「英二」…校内に居住させる学校の他に、程度の軽い者を対象とする「中昼間実業学校」、小学校に通学しない者を入校させる「怠惰学校」の他、船を使用する学校（実業学校のみならず、感化院にも存在していた）という多様な形態があった。
- (9) 拙著「明治三十三年感化法に関する一考察——未成年犯罪者から不良少年の処遇へ——」（『阪大法学』第四八巻第六号）一二二～一二三頁。
- (10) 拙著前掲論文 註(9) 一二三～一二七頁。
- (11) 『人間文化研究年報』第一七号、一九九三年。
- (12) 公文類聚第二十四編卷九 法制局司第二号 三月廿七日 秘第六〇号 監獄事務ノ主管ヲ司法省ニ移ス儀ニ付請議。
- (13) 明治二十六年十月監獄業務は内務省警保局から独立し、新たに監獄局が管轄することになった。
- (14) 『職員録（甲）内閣官報局』。地方局管轄事項に関する詳細は拙著第二論文を参照。
- (15) 拙著前掲論文 註(9) 一二七～一三二頁。
- (16) 拙著「明治四十一年感化法改正の意義(一)——「未成年犯罪者」処遇に対する明治四十年刑法の影響——」（『阪大法学』第五〇巻第六号）九九～一〇二頁。
- (17) 大阪市庶務課『感化院一件』（大阪市立大学図書館蔵）。
- (18) 拙著前掲論文 註(16) 一〇二～一〇五頁。
- (19) 小河は翌年四月に司法省を退官し、清国政府に聘用され、獄政顧問の他、北京法律学堂監獄学専修科教授として監獄学の教授を行った。二年後の明治四三年には清国政府聘用を解除され、明治四四年には内務省地方局事務取扱の嘱託となり、その後は大阪府救済事業嘱託になるなど、各地の感化救済事業に積極的に関与していく。
- (20) 拙著「明治四十一年感化法改正の意義(二・完)——「未成年犯罪者」処遇に対する明治四十年刑法の影響——」（『阪大法学』第五一卷第一号）一二〇～一二八頁。
- (21) 聾哑者の特別処遇規定は、明治四十年刑法においても規定されているが（第四十條 聾哑者ノ行為ハ之ヲ罰セス又

ハ其刑ヲ減刑ス、聾啞者に對する懲治場留置規定は明治二十三年の第一回帝國議會提出刑法改正案迄、懲治規定は明治三十五年の第十七回帝國議會提出刑法改正案迄残されていた。

(22) 拙著前掲論文 註(20) 二一九・二二〇頁。

(23) 拙著前掲論文 註(20) 二二〇～二二六頁。

(24) 内務省主催の第一回感化救済事業の講習会は、明治四〇年九月一日から三六日間開催された。参加者は延べ三四〇人、一日平均の参加者は二九二人であった。第一回の講習会の講習者およびそのタイトルを一瞥すれば、司法省官僚である平沼麒一郎・小山温をはじめ、当時内務省の囑託であった留岡幸助や内務官僚の井上友一、さらには文部省・農商務省・学校関係者や宗教家・慈善家などが講演を行っていた。なお当時司法省に属していた小河は講習会に参加していない。

(25) 小学校の就学率が男女平均九〇%を越えるのは一九〇二年。一九〇九年には九八%に達する。(猪木武徳『20世紀の日本 7 学校と工場——日本の人的資源』読売新聞社、一九九六年)。

(26) 小河滋次郎『丁未課筆』(『小河滋次郎監獄学集成』第五卷、五山堂書店、一九八九年) 二一四頁。

(27) 同三七一頁。六月三日。

本論文は博士論文「明治期における未成年犯罪者処遇制度」要約である。